

令和2年9月14日

(一社) 日本総合健診医学会

担当 塩井勝也 03-5413-4400

(公社) 全国労働衛生団体連合会

担当 只野 祐 03-5442-5934

新型コロナウイルス感染拡大による健診受診者の動向と健診機関への影響の実態調査結果

(一社) 日本総合健診医学会(福武勝幸理事長)と(公社) 全国労働衛生団体連合会(紀陸孝会長)は、表題について会員機関へアンケート調査を実施し、180機関から報告された結果を取りまとめましたので公表します。

調査の結果、次のことが分かりました。

- ① 令和2年1月から9月期の健康診断受診者数は約1400万人で、前年同期の約2100万人と比較して約700万人減少した。
- ② 緊急事態宣言期間中の健康診断中止等の影響を受け、4月、5月の受診者は対前年同期比8割減少した。
- ③ 緊急事態宣言解除後の健康診断再開により受診者が戻りつつあるも、特定健診、人間ドック健診では受診者が前年同月比1~2割減となっており、受診抑制が働いている可能性がある。
- ④ 緊急事態宣言等により、健康診断を中止、延期した受診者の年度内実施の可能性については3分の2がほぼ可能としているものの、3分の1は7~8割程度としており、今後、この傾向が続けば今年度末までに約1割の未受診者が発生する可能性がある。

日本国内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、健康診断時における感染症対策の一層の強化を図るため、(一社) 日本総合健診医学会、(公社) 全国労働衛生団体連合会を始めとする健診8団体は、5月1日付で別紙「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策」を取りまとめ、会員機関に感染症対策の徹底を求めています。

健康診断には、①事業者健診、②特定健診、③人間ドック健診、④学校健診などがあり、健康状態の確認、疾患の発症予防や早期診断に繋がるなど、それぞれの目的に応じた重要な役割があります。

事業者、健康保険組合、自治体等の健康診断実施者におかれましては、受診者に安全性の高い環境の下で健康診断の受診機会を提供していただくために、健診機関と十分な打ち合わせを行い、計画的実施について取り組んでいただきますようお願いいたします。また、人間ドック健診を中心とした個人の受診者におかれましては、定期的な健康診断によって一定の割合で疾患の発症予防や早期診断に繋がることを念頭に、受診を計画していただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大による健診機関への影響の実態調査報告書
 (一社) 日本総合健診医学会 (公社) 全国労働衛生団体連合会

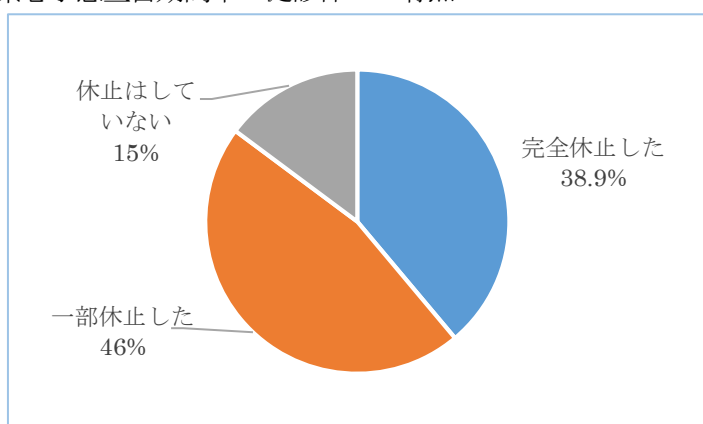
【調査実施期間】 令和2年7月15日～8月17日

【調査対象】 日本総合健診医学会、全国労働衛生団体連合会に加入する会員 459機関

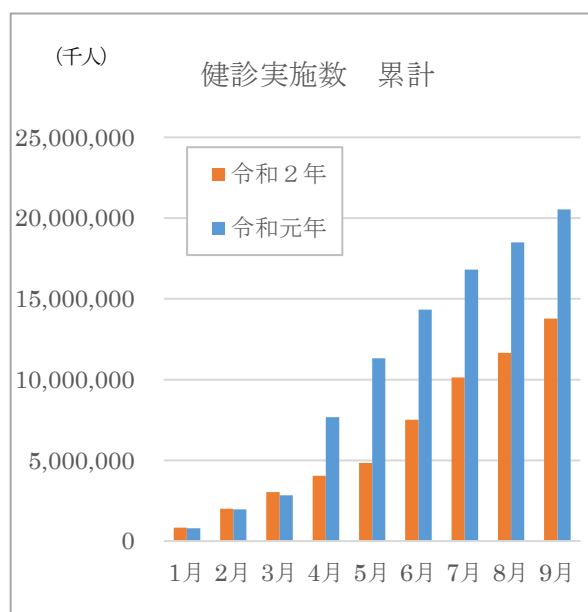
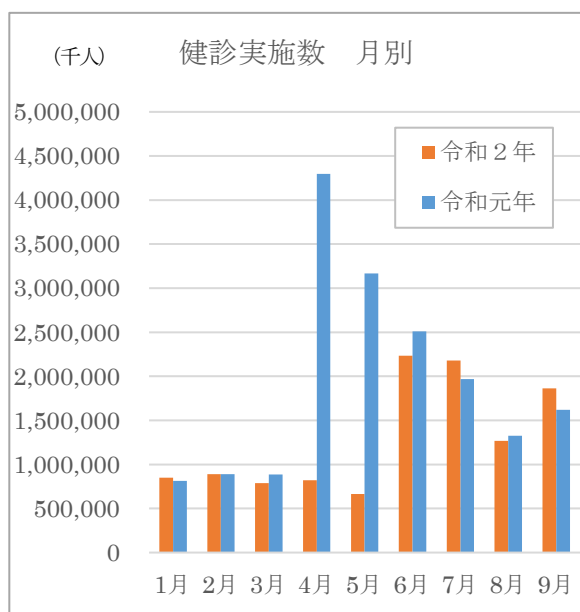
【回答機関数】 180機関 (回答率 39.2%)

【調査結果】

1 緊急事態宣言期間中の健診休止の有無



2 月別健診実施状況 (令和7月末現在。前年同期比。令和2年8月、9月は予約数)

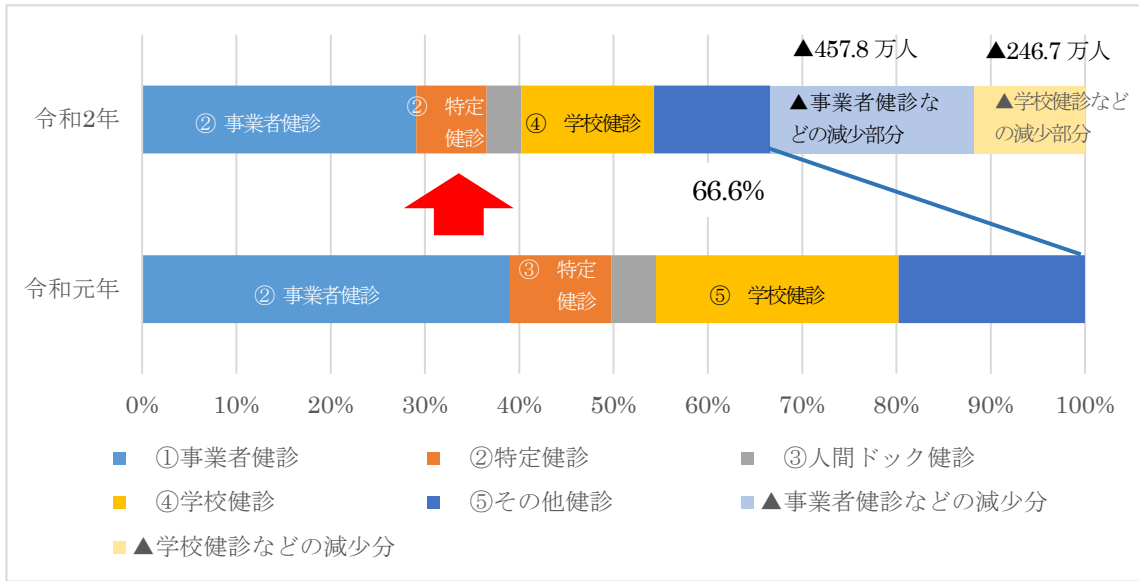


	1月		2月		3月	
	実施人数	昨年同月 実施人数	実施人数	昨年同月 実施人数	実施人数	昨年同月 実施人数
①事業者健診	532,668	503,602	587,841	589,923	538,300	583,392
②特定健診	181,069	155,991	185,508	171,213	128,746	153,802
③人間ドック健診	94,873	89,281	99,244	110,205	86,792	94,852
④学校健診	13,941	16,025	13,103	16,208	52,242	79,955
⑤その他健診	281,017	287,744	287,759	282,158	228,528	250,946
計	1,103,568	1,052,643	1,173,455	1,169,707	1,034,608	1,162,947
対前年比	104.8%		100.3%		89.0%	

	4月		5月		6月	
	実施人数	昨年同月 実施人数	実施人数	昨年同月 実施人数	実施人数	昨年同月 実施人数
①事業者健診	489,517	1,055,417	353,459	1,199,900	1,087,757	1,319,845
②特定健診	68,170	206,292	61,734	291,859	245,639	383,968
③人間ドック健診	32,067	78,770	34,361	95,646	108,302	130,489
④学校健診	204,814	3,029,576	172,262	1,546,342	806,446	466,481
⑤その他健診	201,016	464,719	185,654	516,641	429,776	721,622
計	995,584	4,834,774	807,470	3,650,388	2,677,920	3,022,405
対前年比	20.6%		22.1%		88.6%	

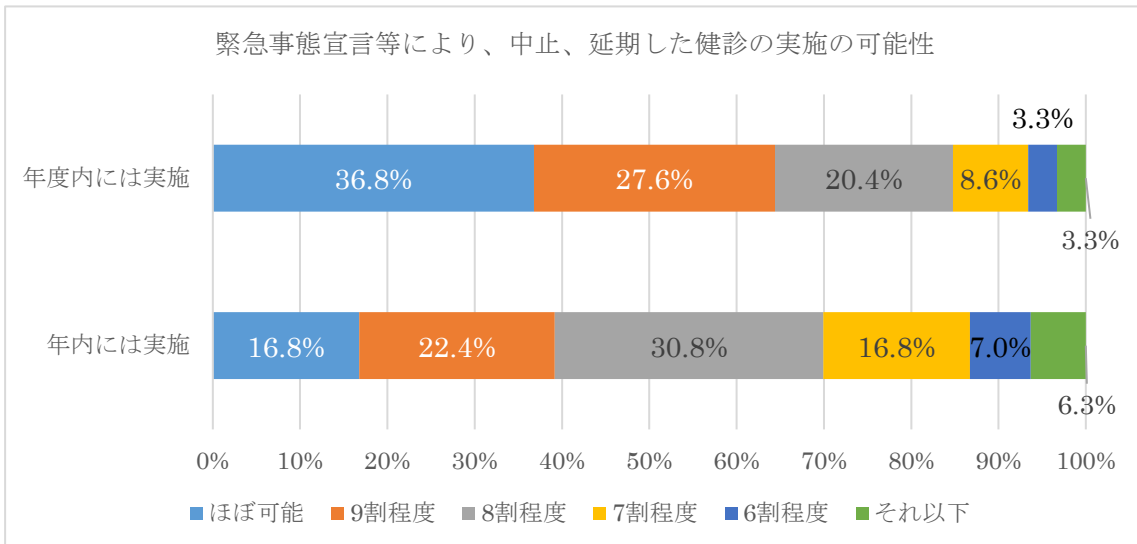
	7月		8月		9月	
	実施人数	昨年同月 実施人数	実施人数	昨年同月 実施人数	実施人数	昨年同月 実施人数
①事業者健診	1,088,947	1,187,798	720,435	834,791	738,723	957,469
②特定健診	303,728	361,724	195,028	234,591	204,447	303,796
③人間ドック健診	120,330	147,341	104,284	127,490	99,514	128,697
④学校健診	666,881	130,965	235,485	66,823	800,529	80,782
⑤その他健診	429,434	652,653	261,085	422,160	293,498	571,302
計	2,609,320	2,480,481	1,516,317	1,685,855	2,136,711	2,042,046
対前年比	105.2%		89.9%		104.6%	

<健診種別令和2年1月～9月期と前年同期との比較>



- 緊急事態宣言の発令された4月、5月の受診者数は昨年同月比8割減少（4月△79.4%、5月△77.9%）
- 令和2年の1-9月の総受診者数（8月、9月は予約数）は前年の約700万人減少（△33.4%）。
- この期間に受診できなかった約700万人のうち約250万人が学校健診で、9月末までに受診できるのは前年の54.6%、残り約450万人が社会人で、9月末までに受診できるのは、前年の70.7%の見通し。

3 緊急事態宣言等により、中止、延期した健診の実施の可能性



- 中止、延期した健診の年度内実施の可能性について64.4%は「9割程度～ほぼ実施可能」と答えたが、約35%は本年度中に「すべてを実施することはできない」と回答。
- 年度内実施の可能性について3分の2がほぼ可能としているものの、3分の1は7～8割程度としており、今後、この傾向が続けば今年度末までに約1割の未受診者が発生する可能性がある。

4 健診8団体が取りまとめた「感染症対策」の実施状況 (機関数)

標準作業書に記載した	53	29.4%
改正標準作業書に基づき職員教育を実施した	118	65.6%
作業標準書の改訂、職員教育をまだ実施していない	9	5.0%

5 感染症対策のため導入した(する)10万円以上の設備等

導入装置	導入機関	導入予定機関	概算平均費用(千円)
換気装置	34	9	450
パーテーション	65	23	280
非接触型体温計等	20	4	350
AI検温ソリューション	8	1	750
飛沫防止スクリーン	6	0	300
除菌・滅菌装置	5	0	300
手洗い場の新設等	3	0	600
抗菌コーティング	3	0	350

6 健診会場の三密対策 (機関数・複数回答可)

予約制・受付制限等	会場・検診車入室制限	受診者距離確保	感染防止シート	その他
143	118	160	128	40

- その他の内訳は次のとおり。
 - ・フェイスシールド、マスク、防護メガネ、手指消毒等
 - ・待合スペースの増設、健診会場の定期的な換気、サーキュレーターの設定
 - ・健診時間の延長(出張健診)

7 健診会場の三密対策の実施によって、1日の健診実施可能件数の変化の状況 (機関数)

変化なし	9割程度に減少	8割程度に減少	7割程度に減少	6割以下に減少
40	49	47	22	5
24.5%	29.7%	28.5%	13.3%	3.0%

- 一日の健診実施件数が減少した機関が75.5%。

8 コロナ対策各種制度の活用状況 (機関数・複数回答可)

	持続化給付金	雇用調整助成金	日本政策金融公庫	セーフティネット保証	福祉医療機構融資
申請した	61	75	14	14	17
今後活用予定	20	29	9	7	4
合計	81	104	23	21	21

9 「医療機関・薬局等感染拡大防止等支援金」、「家賃支援給付金」の活用予定 (機関数)

	活用する予定	検討中	活用しない	未定
医療機関支援金	66	31	25	26
家賃支援給付金	49	16	50	18

10 財政面、制度面、技術面、資材供給面の支援等、国に望むこと (数字は類似回答数)

財政支援 (持続化給付金の追加・融資条件の緩和など)	86
資材 (マスク、エプロン、ガウン、消毒液など) の購入費用補助。	28
資材 (マスク、エプロン、ガウン、消毒液など) の安定供給、適正価格での供給の確保。	23
PCR 検査・抗原検査の実施促進、費用援助など。	8
PCR 検査・抗原検査体制の充実など。	4
ワクチン早期接種対象へ健診事業を指定。	3
健診実施時期の調整など (安衛法健診の年度内受診期限の受け入れなど)	13
健診中止指令について (感染拡大状況に応じた地域別の対応を求めるなど)	5
コロナ禍環境における健診の重要性の啓発	4

令和2年5月1日
改正 令和2年5月14日

健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について

(一社) 日本総合健診医学会
(公社) 日本人間ドック学会
(公財) 結核予防会
(公社) 全国労働衛生団体連合会
(公財) 日本対がん協会
(公社) 全日本病院協会
(一社) 日本病院会
(公財) 予防医学事業中央会

私たちの提供する健康診断（以下「健診」という。）においては、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策を徹底するため、厚生労働省ほか関係省庁の通知、関連学会の見解等を踏まえ、健診実施機関として適切な感染症対策を行い、受診環境を確保します。

なお、本対策は対策制定時の知見を踏まえて作成したものであり、新たな知見等が得られた場合、改訂されるものです。

I 健診実施機関の対応

○ 基本姿勢

新型コロナウイルス感染症対策としていわゆる「3密」（密閉・密集・密接）を避けることとされています。健診施設は、3つの密のそれぞれを可能な限り回避することにより、受診環境の確保に努めます。

○ 健診施設の受診環境の確保

- ・受診者、健診施設職員（以下「職員」という。）相互の安全確保のため、健診の遂行上、特に必要のある場合を除き、健診会場ではマスク（サージカルマスク、布マスク等）着用を原則とします。
- ・マスク不足が深刻な折、受診者のマスクは原則として受診者に用意してもらいます。マスク着用がない場合は健診を受診できません。万一、マスクがない場合は健診施設にご相談ください。
- ・健診受付後、速やかに問診、体温測定を行い、受診者の健康状態を確認します。
- ・発熱があるなど健診受診者として不適当と判断した場合は、受診者に説明した上で、後日、体調が回復してからの受診とします。
- ・「密集・密接」を避けるため、受診者間の距離を確保するとともに、健診に要する時間を可能な限り短縮します。

- ・受診者と職員が対面で話す際は、適切な距離を確保するよう配慮をします。
 - ・室内の換気は、1時間に2回以上定期的に窓やドアを開けるなどして行います（ただし、機械式換気装置が稼働し、十分な換気量が確保されている場合は除きます。）。
 - ・受診者の「密集」を避けるため、1日の予約者数、予約時間等を調整します。
 - ・職員は、アルコール消毒液等により入念に手指の消毒を励行します。
 - ・ロッカールーム、トイレ、ドアノブ、階段手摺、エレベータ呼びボタン、エレベータ内部のボタン等受診者が触れる箇所を、定期的にアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム消毒液により清拭し環境衛生に努めます。
- 健診施設職員が感染源とならないための配慮
- ・職員は毎朝出勤前に体温測定し、発熱等の症状を認めるときには職場に電話連絡し、医療機関を受診します。管理者は、毎朝職員の体温測定結果と体調を確認・記録し、異常を認めた場合は出勤を停止します。
 - ・過去に発熱が認められた場合、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状等が改善傾向となるまでは出勤を停止します。（インフルエンザ等の発熱の原因が診断された場合は、各疾患の規定に従います。）このような状況が解消した場合であっても、管理者は引き続き当該職員の健康状態に留意します。
 - ・すべての職員はマスクを着用するとともに、手洗い又はアルコール消毒液等による手指消毒を徹底して行います。
 - ・職員休憩室やロッカー室の什器等においても定期的な消毒を行い、職員間で感染が起こらないように努めます。
 - ・職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、管理者は保健所等の指示に基づき、直ちに万全の対応を行います。
 - ・新型コロナウイルス感染症に罹患し、治療した職員は、保健所等の指導に基づき、出勤を再開します。
- 緊急時の対応
- ・胸部エックス線検査で新型コロナウイルス肺炎を疑う所見が認められた場合は、直ちに当該受診者に説明し、その後の健診を中止します。
 - ・当該受診者の移動経路について接触部位の消毒を直ちに行い、関与した職員の接触状況を調査します。
 - ・当該受診者と接触した可能性のある職員は一旦、自宅待機措置とし、当該受診者が新型コロナウイルス肺炎の可能性が低いと判断された場合は復職し、新型コロナウイルス感染症と確認された場合は、保健所等の指示に基づき対応します。
- 健康診断項目ごとの留意事項
- ① 問診、診察、説明、保健指導
- ・診察の前後で必ずアルコール消毒液等で手指消毒を励行します。

- ・聴診器、接触式体温計、診察室の什器等について、受診者毎にアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭します。
- ・結果説明、保健指導等の実施に当たっては適切な距離を確保する、あるいはパーティションを設けるよう配慮します。また、説明資料等を工夫するなどし、結果説明、保健指導の効率化を図ります。
- ② 身体計測、生理機能検査
 - ・身体計測、生理機能検査に使用する機器で受診者の手や顔等が触れる部分については、使用ごとにアルコール消毒液で清拭します。
- ③ X線撮影
 - ・受診者が触れる箇所を検査毎にアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭します。
- ④ 内視鏡検査
 - ・日本消化器内視鏡学会の指針を尊重し、実施する場合には感染予防策を徹底します。
- ⑤ その他の生体検査機器
 - ・受診者の体が触れる部分は、受診者毎にアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭します。
- 巡回型健診
 - ・巡回型健診においては、施設健診における対応と同等の受診環境を整えます。
 - ・当該事業場の組織単位ごとに受診時間を分散する等の方法を工夫します。また 受診者間の距離を保ち、換気可能な検査スペースを確保出来るよう協力を事業者等に要請します。
 - ・健診車両においては、一度に乗車する人数を適正な数にし、十分な換気を行います。

II 受診者をお願いする事項

- 事前に受診者へ通知する事項
 - ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当分の間、次の方は、受診をお断りしていますので、体調が回復してから受診してください。
 - いわゆる風邪症状が持続している方
 - 発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする。）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状のある方
 - 過去2週間以内に発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする。）のあった方
 - 2週間以内に、法務省・厚生労働省が定める諸外国への渡航歴がある方（およびそれらの方と家庭や職場内等で接触歴がある方）
 - 2週間以内に、新型コロナウイルスの患者やその疑いがある患者（同居者・職場内での発熱含む）との接触歴がある方

- 新型コロナウイルスの患者に濃厚接触の可能性があり、待機期間内（自主待機も含む）の方
 - ・上記症状が続く場合、あるいは基礎疾患（持病）の症状に変化がある方は医療機関にご相談ください。
 - ・新型コロナウイルスに感染すると悪化しやすい高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方には、受診延期も考慮していただきます。
- 受診に際して、受診者をお願いする事項
- ・健診中は各自マスクを着用していただきます。
 - ・マスク不足が深刻な折、マスクは受診者ご自身で用意してください。万一、マスクがない場合は健診施設にご相談ください。
 - ・入口等にアルコール消毒液を用意しますので、受診者には健診施設への入館（室）時と退館（室）時のほか、健診中も適宜手指消毒をお願いします。アルコールを使えない方には、界面活性剤配合のハンドソープ等により手洗いをお願いします。
 - ・健診中は換気を定期的に行うため、外気温が低い季節では室温が下がるため、カーディガン等羽織るものを事前に手元にご用意ください。
 - ・受付時間を守り、密集・密接を防ぐことにご協力をお願いします。
 - ・健診施設入口等で、非接触型体温計等で体温を実測することがありますのでご協力をお願いします。